○経済産業省告示第二百七十号

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、三州鬼瓦工芸品を同条第一項の伝統的工芸品として指定したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十一月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

一　伝統的工芸品の名称

三州鬼瓦工芸品

二　伝統的な技術又は技法

1　成形は、付け土又は石膏型によること。

2　素地の模様付けをする場合は、粗彫り、「シビ」又は「ミガキ」によることとし、金ベラ、木ベラ又は竹ベラを用いて行うこと。

3　焼成は、いぶし加工をすること。

三　伝統的に使用されてきた原材料

使用する陶土は、三河粘土、山土、すいひ粘土又はこれらと同等の材質を有するものとすること。

四　製造される地域

愛知県　碧南市　安城市　高浜市

五　指定年月日

平成二十九年十一月三十日

○国土交通省告示第千百十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月三十日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東北中央自動車道相馬尾花沢線	天童市大字蔵増字金田一五三一番三から同市大字高木字鎌田一四三二番二まで	平成二十九年十二月一日六時

○国土交通省告示第千百十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月三十日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
山陽自動車道吹田山口線	福山市津之郷町大字津之郷字沢田七三一六番一	前	最大 六八 最小 三七	一〇
		後	最大 六八 最小 三七	

○国土交通省告示第千百十三号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第千三百一号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十一月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一・二　（略）	一・二　（略）
三　保険等の業務を行う事務所の所在地	三　保険等の業務を行う事務所の所在地
イ　（略）	イ　（略）
ロ　（略）	ロ　（略）
ハ　福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目七番三十四号	ハ　福岡県福岡市博多区冷泉町五丁目三十二番地　オーシャン博多ビル
四　（略）	四　（略）

附　則

この告示は、平成二十九年十二月二日から施行する。

○防衛省告示第二百二十四号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用及び追加提供が平成二十九年十一月二十九日次のとおり決定された。

平成二十九年十一月三十日

防衛大臣　小野寺五典

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
四一五二	呉第六突堤	呉市	国有	土地：約一〇平方メートル 平成二十九年十一月十日

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇一三	横田飛行場	福生市	国有	建物：約三二〇平方メートル 航空自衛隊が警衛所として共同使用する。

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇一三	横田飛行場	立川市、福生市	国有	工作物：冷暖房装置 ユーティリティ（給汽）として追加提供する。
五一二五	健軍駐屯地	熊本県菊池郡菊陽町、上益城郡益城町	国有 国有	土地：約一八三、〇〇〇平方メートル 建物：約一五、〇〇〇平方メートル 工作物：門等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：平成二十九年十二月六日から同月二十日までの間 陸上自衛隊健軍駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。 この場合において、合衆国軍隊が施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇〇九	キャンプ・シュワブ	名護市	国有	工作物：囲障等 駐車場として追加提供する。